熊本県公報

号外　第８号
令和６年(2024年)
２月29日(木)
(毎週 火･金発行)

目　次

訓　　令

○熊本県動物愛護センター処務規程‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　（人事課）　1
○熊本県動物愛護センター設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令‥‥　（　〃　）　2
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　（　〃　）　3

訓　　令

熊本県訓令第１号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各　地　方　出　先　機　関

熊本県動物愛護センター処務規程を次のように定める。

令和６年２月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県動物愛護センター処務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、熊本県動物愛護センター（以下「センター」という。）の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　センターに、愛護推進課を置く。

（役付職員）

第３条　課に、課長を置く。

２　センターに、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第４条　所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２　課長は、上司の命を受け、課務を処理する。

３　主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

（分掌事務）

第５条　センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　公印に関すること。
(2)　所属職員の人事及び服務に関すること。
(3)　文書に関すること。
(4)　経理に関すること。
(5)　財産に関すること。
(6)　狂犬病の予防に関すること。
(7)　動物の愛護及び管理に関すること。

（専決）

第６条　所長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1)　所属職員の担当事務の決定に関すること。
(2)　センターの所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。
(3)　熊本県職員服務規程（昭和３１年熊本県訓令第１９８４号の２）の規定に基づく服務に関すること。
(4)　所属職員の旅行命令（所長の県外旅行命令を除く。）及び当該旅行に係る復命に関すること。
(5)　所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。
(6)　熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号）第１１条から第１５条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
(7)　熊本県情報公開条例附則第７項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
(8)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
(9)　個人情報の保護に関する法律第９３条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。
(10)　個人情報の保護に関する法律第１０１条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。

(11)　第６号から第８号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
(12)　所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和３９年熊本県規則第１７号）第１１条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。
(13)　光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
(14)　４００万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。
(15)　１，０００万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。）をすること。
(16)　２００万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に限る。）をすること。
(17)　１００万円未満の支出負担行為（第１３号から前号までに定めるものを除く。）をすること。
(18)　熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第７条第４項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
(19)　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第２２条第３項の規定による研修に関すること。
(20)　その他軽易な事項に関すること。

（代決）
第７条　所長の専決事項について、所長が不在であるときは、所長があらかじめ指定した職員がその事務を代決することができる。

（雑則）
第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、令和６年３月１日から施行する。

熊本県訓令第２号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各　地　方　出　先　機　関

熊本県動物愛護センター設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和６年２月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県動物愛護センター設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（熊本県庁処務規程の一部改正）
第１条　熊本県庁処務規程（昭和３６年熊本県訓令甲第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第３の４の表健康危機管理課の部第６項第８号中「同法第１８条」を「同法第３５条」に、「同法第１９条」を「同法第３６条」に改め、同項に次の１号を加える。

(11)　動物愛護センターに関すること。						

（熊本県職員被服類貸与規程の一部改正）
第２条　熊本県職員被服類貸与規程（昭和３８年熊本県訓令甲第２号）の一部を次のように改正する。

別表第２に次のように加える。

動物愛護センターに勤務する獣医師	予防衣	1	1
	ズボン	1	1
	ゴム長靴	1	1

（熊本県職員安全衛生管理規程の一部改正）
第３条　熊本県職員安全衛生管理規程（平成２年熊本県訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中ユをヨとし、チからヤまでをツからユとし、タの次に次のように加える。

チ　動物愛護センター

（熊本県衛生環境室設置規程の一部改正）
第４条　熊本県衛生環境室設置規程（令和３年熊本県訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

(9)　愛玩動物看護師養成所に関すること。

第２条に次の１号を加える。

(11)　動物愛護センターに関すること。

附　則

この訓令は、令和６年３月１日から施行する。

熊本県訓令第３号
熊本県公営企業管理規程第１号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各地方出先機関
企業局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和６年２月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

熊本県行政文書管理規程（平成２４年熊本県訓令第９号、平成２４年熊本県公営企業管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の項中「熊本県食肉衛生検査所　食衛検」を「熊本県食肉衛生検査所　食衛検
熊本県動物愛護センター　動愛セ」に改める。

附　則

この訓令は、令和６年３月１日から施行する。